

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう! 九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所 気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

2018.June

Vol.25

現在の原告数
10292人
(2018/5/15現在)



第25回 口頭弁論を終えて

原発なくそう! 九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

政府は、今年の夏「第5次エネルギー基本計画」を具体化する方針である。その原案は原発比率を2030年には「20~22%」にするというものである。しかし、そのためには原発30基の再稼働が必要である。だが、現実には8基しか稼働していない。

経済産業省は、いままある原発の運転を60年間に

延長すれば可能だとする。

しかし、福島第1原発事故後、再稼働反対派が多数を占める中、経済産業省のエネルギー政策は大きな不信を深めることに繋がりかねない。今、事故前は「原発安全神話」から、事故後原発は必要悪となり、再生可能エネルギーでは、原発に替わることは出来ないというのが「必要悪」論の根拠となっている。

政治家では、小泉純一郎をはじめとする人たち、政党では、立憲民主党が原発ゼロを目指し政策化を図るなど、まさに原発ゼロを目指す闘いは各論の段階に入った。政府部内では、外務省の気候変動に関する有識者会議報告書では、政府の考え方は古いとし、再生可能エネルギーが安いと結論づけている。要するに、政府部内で内乱が起きているのである。まさに、闘いはこれからである。

25回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



4月に立川毅裁判長から達野ゆき裁判長に交代しました。そこで、原告側は次のように更新弁論(今までの主張の要約)をしました。「第1に、福島第一原発事故の未曽有の被害から、「フクシマを2度と繰り返さない」ということが最大の社会的合意となっており、その意味内容は急速に脱原発に向けて深化している。それを踏まえた裁判が必要である。第2に、原発のもたらす被害の総体を把握し、原発事故がもたらす被害の総体とそれでも原発を再稼働することに優越的価値があるか否かを総合的に検証されなければならない。

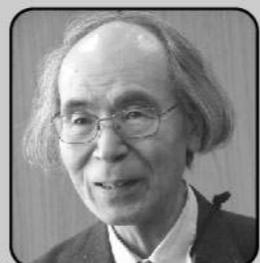
第3に、新規制基準は福島事故の原因が解明されない状況で作成され、同事故の教訓を踏まえているとは言えない上、事故報告書で指摘された問題点(例えば、1つの原因で複数の機器が故障する共通要因故障の想定がされていない)の改善もされず、世界最高水準どころか極めて不合理なものにとどまっている。第4に、過酷事故が起きた時の避難計画は、故郷を追われた住民が再び故郷に戻り安心して暮らせるまでが想定されるべきだがそのような計画は全くできておらず、一旦30km圏外に逃れるレベルとしても実効性がない。」

また、新規原告の意見陳述は、山内悟さん、矢ヶ崎克馬さんがしました。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント	1
	意見陳述 矢ヶ崎克馬さん	2
	意見陳述 山内悟さん	4

団長コラム	6
原発重大事故の可能性は身近に	7
今後の日程ほか	8

意見陳述



原告 矢ヶ崎克馬さん(琉球大学名誉教授)

1. 身上・経歴

矢ヶ崎克馬と申します。1943年生まれです。本年1月に原告となりました。長年物性物理学研究を生業とし、琉球大学で学生部長や理学部長を務めました。

私の妻沖本八重美は広島の胎内被爆者でした。認定被爆者としては最年少でした。義母は広島に原爆が投下された翌日、行方不明になっていた義父の妹を捜し出すため入市し、終日爆心地を探し回りました。義母は妻を出産した後子宮がんに罹り、病弱で臥せりがちで、長年原爆ぶら病に苛まされてきました。私と八重美が結婚した直後に別府の被爆者療養所で大量の血を吐いて亡くなりました。61歳でした。「どちらー、ピカドンにやられたんじゃけん」という義母の口癖が、私の耳の底でガンガン響いていました。

私は、沖縄県島で劣化ウラン弾爆撃訓練が行われた際、劣化ウラン内部被曝の危険性について研究・発言しました。原爆症認定集団訴訟の際には、「内部被曝」を熊本地裁で証言いたしました。

2. 内部被曝の危険と隠されてきた歴史

原子と原子の結びつきを破壊する(分子切断)電離作用をするのが放射線です。大切な生命機能を果たす組織をミクロに内部から切断してしまうのです。核分裂で作られる放射能は微粒子を形成します。自然放射能と異なり臓器にたまります。放射性微粒子は周囲数ミリメートルの範囲に高密度の分子切断を行い、修復されない遺伝子を持

つ細胞を残します。修復されない遺伝子は健康被害の源です。外部被ばくよりはるかに危険です。

内部被曝は原爆投下以来アメリカ軍と日本政府により無視され続けてきました。国際原子力ロビーは、核および原発の健康被害の実態を隠し続けてまいりました。

3. フクシマ

2011年に福島第一原発事故が生じた際は、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者の苦しみをフクシマに繰り返させてはならない」との強い思いで爆発後10日目に福島県入りを果たしました。放射線測定器を2台携えて、全県を測定して回りその測定器を地元の農民連の方に預けてきました。その後、放射能モニタリングポスト数百個を網羅的に測定し、実際の被曝線量の半分の値しか示していないことを突き止めました。

妻八重美もしばしば私と行動を共にし、福島で地元の人々と交流しました。同時に彼女は沖縄への避難者を支援する組織、「つなごう命?沖縄と被災地を結ぶ会」を立ち上げました。生活支援や相談を行い、東電を沖縄に呼び、福島県以外で初めての説明会を開くなど奮闘しました。その支援活動のさなか八重美は心臓発作のために命を絶たれました。広島の被爆者をフクシマで被曝させてしまったという悔いが強く残ります。現在私は妻の遺志を継ぎ、「つなごう命の会」の代表を務めています。

4. 政府の異常な原発事故処理

政府は福島原発からは Chernobyl の7分の1しか放射能が出ていないとします。実際は4.4倍ほど、広島原爆の~5千倍(渡辺悦司ら)です。

福島でメルトダウンした炉心からは未だに1日400万ベクレルの放射性物質が大気中に放出されています。Chernobylでは事故後7か月で、石棺で覆い、放射性物質の飛散を防いでいます。

悲しいかな、200人もの小児甲状腺がん患者が出ました。科学の目では明瞭に原発事故が関連する異常発生なのです。しかし日本政府は頑固にその関連を認めようとおりません。厚労省人口動態調査のデータは、3.11以後体力のないお年寄りを中心に死者の急増を記録しています。

一切の権限が総理大臣に集中する「原子力緊急事態宣言」で法律違反の年間20ミリシーベルトが住民の被曝を強制します。宣言が解除されないまま帰還・復興が進められ避難者支援が終了し、オリンピックが開催されます。

政府・復興庁は「風評払拭・リスクコミュニケーション」のキャンペーンを行い「放射線のホント」を発行しています。「放射能を安全だと思い、食べて応援しなさい」という全国市民を内部被曝させる反科学的国家宣伝です。

5. 私が原告になった理由

たかが水を沸騰させるだけのために斯くも危険な原子力発電を再稼働する必要がどこにあるのでしょうか?

一人一人を大切にする道理ある社会はこれを必要といたしません。また、高々数十年間原発を稼働させただけで、高放射能廃棄物の安全管理には1万年規模の時間が必要とされます。地球と未来世代に対する重大な信義違反です。原発は廃炉にすることのみが、人類の英知なのです。

この訴訟において、私たちは市民の常識が通用する、当たり前の道理ある判断を求めます。日本の立憲制度は3権の分立を謳い、司法の独立が憲法上保障されています。どうか裁判官の皆様は司法の独立を守る気概を毅然と持ってください。その気概が人道に立たせ、ありのままを見る目を開き、道理を尊重させます。たかがお湯を沸かすだけのために異質な危険を使い続けることを「おろか」と判断する、「あたりまえ」を示していただきたいのです。



意見陳述



原告 山内 悟さん
(「地域を返せ！生業を返せ！福島原発訴訟原告」)

1 私は昭和29年福島県楢葉町に生まれ育ちました。福島第一原発から約18.7km、同第二原発から約5.4kmのところです。私は、母子家庭の中の男5人兄弟の4番目として育ちました。経済的にも大変だったのと母を少しでも楽にさせてあげたいという思いで、中学卒業と同時に東京のそば屋に就職しました。

2 そば屋の修行は辛かったです。7年間は皿洗いと配達ばかりで調理などは一切できませんし、仕事を教えて貰えることはなく、「仕事は盗め」と言われるだけです。先輩ら12~3人との共同生活での縦社会の厳しさもありました。そば屋として店を持ち故郷に錦を飾りたい“母の助けになりたい”と思い、耐えて働き抜きました。その間、給料の半分は母への仕送りに充てていました。

3 修業を始めて20年経ったころの平成元年、母の近くで暮らそうと思い、そば屋の社長の許しを得て「のれん分け」をしてもらい、楢葉町の町役場近くに「やぶそば」を開店しました。

「やぶそば」は繁盛しました。売りの天ぷらは、例えば、天ざるだとえび天2本や地元の山菜を含む各種野菜のほか、アユの季節では私が釣ったアユの天ぷらをサービスでつけていました。おいしいおそばを食べていただきたいとの思いで朝9時から夜の片づけが終わる夜10時、11時まで働きました。おかげで数年で開店時の借金も完済し、自宅も建てました。平成2年に結婚して子どもも生まれ、幸せに暮らしていました。

4 しかし、平成23年3月11日、東日本大震災が起

こりました。その時、家族は「やぶそば」の建物の中にいました。最初の揺れで、店のテレビが落下し、私は店の中の調理の火をすべて止め、棚のどんぶりが落ちないように抑えました。地震の激しい揺れによってそば窯の蓋が横に飛び水浸しとなり、棚のどんぶりも横に飛ぶように落ちました。しばらくして店の外に出ましたが、店の駐車場が地割れを起こし、道路がくねくねと動き、店の屋根のてっぺんの瓦が全て落ちていました。

「津波避難」の町役場の放送で、家族4人で近くの高台まで逃げました。幸いにも店や自宅は津波被害には会わず、一旦、家族で店に帰り、店の座布団の上に子どもらを寝させました。

3月12日、福島第一原発1号機の爆発があり、大熊町の友人から「とにかく逃げろ！」とのメールが来たので逃げました。私たちは国道6号線よりも山側の道を行きましたが、大変な渋滞で通常では30~40分で到着するはずのいわき第6小学校まで3~4時間くらいかかりました。その間、余震が続く中で車が停まったままで逃げることもできないなど恐怖の連続でした(特に橋の上)。

2~3日後、東京にいる兄が「そこも危険だから東京に来い」と言ってくれたので、子どもを守りたいとの一心で東京葛飾区の兄のもとに避難し、しばらく避難所で過ごしてから公営住宅に家族4人入居できました。

5 平成23年4月から下の子どもは東京の中学校に通い始めましたが、福島から来たことでのいじめが起きました。子どもは「学校に来たくない」と言い出しました。一例をあげれば「かばんに放射能が入っていく」などと言われるというのです。

学校ではカウンセリングの先生の相談を受けましたが、いじめがやまず、4月終わりには子どもは「福島に帰りたい」と言い出しました。福島に帰る荷造りを始めたところ、翌日、子どもが学校に行ったら女の子が話しかけてくれて精神的に救われ、もう少し、東京にいることになりました。もっとも、楢葉から2?3日の避難だと思って着の身着のまま出てきて、子どもの勉強道具も体操着もありません。知らないネーム付きの体操着を提供してもらいましたが、親として一番情けなく思いました。

また、上の子は高校卒業の時で、東電の下請け会社に就職が内定しておりましたが、原発事故で「高線量で危ない。若い人にはノ」などと会社の人から言われ、内定辞退となりました。上の子は、県外に避難していて住居が不安定なため思うように就職活動ができず、憔悴しついには病院でうつ病等と診断されました。

6 私は、東京に避難して体調を崩し、点滴を毎日打つ生活が続き、働く気力もわきませんでした。しかし、葛飾区水元の人から、そばを食べに行こうと誘ってもらってそばを食べたところ、そばを打ちたいという思いが沸き立ち、葛飾区内のそば屋で指導的立場で働くようになりました。

7 そして、今年の3月末までに公営住宅を退去するよう言われたため、今年3月下旬に私、妻と上の子どもの3人で楢葉町に帰ってきました。

もとの「やぶそば」の建物は、長年強制避難で空き家にしていたためネズミやカビの害で不衛生な状態となり、そこで再開はできません。別の場所で今年中の再開を目指しているところです。

しかし、事故前に故郷が復旧することすら、難しい現状です。楢葉町の事故前の人口は約8000人で、避難解除からすでに2年8ヶ月経過していますが、今年の3月31日現在でも2000人強程度しか楢葉に戻ってきていません。しかも、戻っているのは、

年記者がほとんどで、若い世代はほとんど戻っていません。学校も始まりましたが、小学校1年から中学3年生まで合計で約100人程度しか戻っていません。人口が少なく空き家が多いと治安が悪いことも事実です。

このような状況で、そば屋がやっていけるのか不安もありますし、地元の山菜・アユの天ぷらを出せるのか、子どもがいない町に将来があるのかも疑問です。

8 私は、福島地裁での「生業訴訟」(「生業を返せ！地域を返せ！福島原発訴訟」(2017年10月20日地裁判決))の原告の一人ですが、今回玄海原発の差止訴訟の原告になりました。

裁判長。原発を再稼働させてはダメです。福島第1原発事故での福島の甚大な被害と現状をよく見てください。どれだけたくさんの人々が生活を地域をずたずたにさせられ、傷つけられたかを知ってください。家族を亡くした人もいます。私も事故以来、正月・お盆・花見も楽しんで迎える気分にはなれません。それなのに、東電や国の姿勢は、人生を覆された被害者たちから見れば、責任逃れと被害者の要求に応じない姿勢を取っています。原発に100%の安全がない以上、原発で電気を作るのに命を懸ける必要はありません。原発に固執するのは電力会社のもうけのためだけです。

裁判所に対して、以上のことを踏まえて良心に従った判断をしていただくよう求めて、意見陳述を終ります。

不安と不信！「バルブ・パイプ・ポンプ」機器の機能検査

7年5カ月間野晒し玄海原発3号機、無謀営業運転へ

昨日5月16日、玄海原発3号機は、多くの課題を残したまま営業運転を始めた。原子炉は火力炉の百万倍の電力を生産するが、同時に核分裂によって炉内に膨大な放射能が蓄積される。日本の場合、事故時に予想される放射線被害を防ぐ術がなく、実証炉の研究・技術の開発を疎かにしたまま営業炉を建設してきた。

1979年3月28日にスリーマイル島原発事故が発生し、それから32年後の3月11日に起きた福島第1原発の事故は、軽水炉に基本的な設計上の問題があることを如実に示している。その遠因は、軽水炉型原発が蓄積された放射能を閉じ込める機能をもっていないことにある。本来、原発の安全設計はフェイルセイフになっているべきものである。よくいわれる「原発は何重もの安全装置が付いているから安全である」という深層防護装置は破綻し、原子炉のフェイルセイフを実証するものではなかった。

このように実証炉に程遠い玄海原発は、高圧・高温の過酷な炉内を監視する多数の計測器、装置を駆使して何とか安全を保っている。それ故、原子力規制委員会が営業運転を認可する定期検査は、些細な故障も謙虚に受け止めて慎重に対処する姿勢が求められる。次期の検査までの間原発が安全に運転されることを国民に保証するものでなければならぬ。

軽水炉の危険性と定期検査の有効期間の重要性の観点に立てば、営業運転を始めた玄海原発3号機は直ちに営業運転を停止して、原子炉格納容器内にある全ての1次冷却系給水ポンプの不具合を検査すべきである。4号機の1次系給水ポンプの不具合が運転停止の状態で見つかったからである。また、3号機および4号機における脱気器等の浄水装置の老化を防ぐために、装置を囲む建屋の設置を急ぐべきである。2次冷却系水の流量を調節する弁(バルブ)の故障が大事故につながったスリーマイル島原発事故を彷彿とさせる。

新規制基準下での営業運転移行は全国で5原発7基となった。いずれも加圧水型原発7基の現況は、報道によれば、いずれも似たような傷を持つ手負いの獅子である。

○玄海原発 2次冷却水系脱気器の蒸発漏れ(営業運転3号機)、1次系冷却水供給ポンプの不具合(4号機)、そして神戸製鋼・三菱マテリアルのデータ改ざん疑惑?(九電)

○川内原発 燃料棒カバーにピンホール、ヨウ素漏れ(定検中1号機)、全ての蒸気発生器と燃料棒3分の1交換、定検期間通常2カ月を5カ月に延長予定(定検中2号機)

○伊方原発 1次冷却水の水質検査の際、開閉弁(バルブ)の近くの配管(パイプ)からホウ酸を含んだ水漏れ(定検中、仮処分停止決定中3号機)、

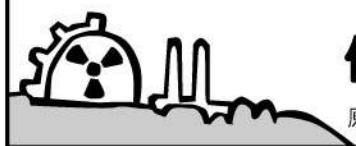
○大飯原発 冷却水の流れを調整する弁(バルブ)など約530台(三菱マテリアル製ゴム部分)と品質基準不明約100台を交換(営業運転3号機)、蒸気発生器の水位計誤作動の警報「4系統のうち2系統が作動すると原子炉が停止と判断」(定検中4号機)

○高浜原発 三菱マテリアル製ゴム部分(バルブ)など約920台「過去の耐圧試験に漏れはない」を確認して営業運転続行(3号、4号機)

一般に炉系によらず、バルブ・パイプ・ポンプの故障件数は全体のほぼ80%を占める。

そしてこれらの約半数が安全上重要なシステム(原子炉冷却系1次・2次)で起こっている。このように重要なシステムで多数発生している上記の故障は、その機能を部分的に、ある場合には決定的に損なうことによって原発の安定性を日常的に脅かしている。

そして、**バルブ・パイプ・ポンプ等の機器の故障に対してフェイルセイフの設計は本質的に不可能**である。



仮処分不当決定の要約

原発なくそう！九州玄海訴訟仮処分事務局長 田上晋一



本年3月20日、佐賀地方裁判所は、佐賀県、福岡県、長崎県、熊本県及び山口県に居住する住民が申立てた玄海原発再稼働禁止仮処分について、被保全権利の疎明を欠くとして、却下する旨の決定を下しました。

この佐賀決定の最大の問題点は、憲法上与えられた裁判所としての責任を全く果たしていないという点です。

この仮処分申立ては、7年前に発生し、今なお被害の終息の目途がたっていない福島第一原発事故を契機として、もう二度と、もう絶対にフクシマの悲劇を繰り返してはならないという住民の声を反映して提起されたものです。

福島第一原発事故の後に、裁判所に求められている役割は、事故の被害の本質を分析し、今日の社会がいかなる安全性を確保できていれば原発の存在を社会的に許容するのか、という問いに応えることです。

現に、福島第一原発事故以降、このような役割を果たしている裁判例は数多く存在します。

ところが、佐賀決定は、九州電力が主張する原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査の結果をほぼ鵜呑みにする形で判断を下しています。私たち申立人が指摘した問題点について、明らかに誤った判断や、全くこれに応えないという、信じられない判断を至るところで行っているのです。

例えば、基準地震動の策定方法に関し、私たちは、熊本地震のデータを検証した元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏の主張に基づいて、現行の入倉・三宅式では、地震動評価が過小評価になる旨の主張をしていました。しかし、佐賀決定は島崎氏自身が主張を撤回したと、明らかに誤った判断を示して、私たちの主張を退けています。

また、昨年12月の伊方原発広島高裁決定によって注目された火山の破局的噴火の問題に関しても、そのような噴火については、その被害の規模及び態様は発電用原子炉施設について想定される原子力災害をはるかに上回るもので、原子力利用の現

行法の下でもそれを自然災害として想定すべきであるとの立法政策が取られているとは解されないと、審査で用いられている火山ガイドの運用を確かな根拠なく制限するという判断を示しています。これは破局的噴火が発生すれば、「後は野となれ山となれ」という発想に基づく極めて乱暴な議論にほかなりません。

最後に、新規制基準において規制要件とされていない防災計画に関しては、私たち申立人は、避難計画が存在するが、それが実際に機能するものは考えられない、机上の空論に過ぎないと、その内容に踏み込んで具体的な問題点を指摘していました。

しかし、佐賀決定は、避難計画の形式面と手続面を表面的に認定して問題がないと結論付けており、玄海原発の30キロ圏内の8地方自治体のうち半数の4自治体が避難計画の実効性への不安から再稼働に反対しているという、極めて重要な社会的事実についてすら、決定文において一言も言及しないという驚くべき態度をとっているのです。

このような佐賀決定が維持されることは、今後の我が国における裁判所、司法全体に不信感を招きかねない大問題です。

玄海原発3号機は、この佐賀決定の3日後の3月23日から7年3ヶ月ぶりに再稼働を行いました。九電は、住民、地元自治体そして裁判所に対しても、安全性確保に努めると断言していたにもかかわらず、僅か1週間とたたない3月30日には、二次系の配管から蒸気漏れを起こしています。

さっそく九電や原子力規制委員会は、今回の蒸気漏れは、放射能を含まない二次系の配管に「小さな穴」が開いただけで、何ら玄海原発の安全性を左右するものではないと説明しています。

我々市民にとっては、今回の配管の「小さな穴」は、九州電力の安全対策、原子力規制委員会の審査体制、そして、佐賀決定による司法判断の信頼性に、たいへん「大きな穴」を空けてしまいました。

我々は、一日も早く、玄海原発の稼働が停止されるよう、引き続き福岡高等裁判所で闘い続けます。

原発重大事故の可能性は身近に

小さな故障がスリーマイル島原発のように核燃料が溶融する大事故につながる場合があります。

点検中の玄海原発4号機で5月3日、原子炉を冷却する1次冷却水ポンプに異常(No.2シールリークオフライン流量増加)が見つかりました。異常があったのは4台のうち2台で、もう1台にも問題がありました。原因は部品の不良ではなく、水圧の変化によって部品間に隙間ができたためだと九州電力(株)は15日に発表しています。

一次冷却水ポンプの大きさは、高さ7.9メートル、幅3.4メートル、1時間当たりの流量は25,800m³、モータ出力は6,000kWと巨大で、水温300度C、150気圧の熱水を循環させて燃料溶融を防いでいます。

これまで同じような異常が繰り返され、玄海1号機では稼働中の1999年1月に異常が見つかり、この時は原子炉を手動で停止させています。伊方原発3号機は2003年と部品を新品に取り換えて検査中の2016年7月に、美浜原発1号機も2005年に異常が見つかっています。一次冷却水ポンプにはモータの軸

受けが水漏れを起こしやすい欠陥があると元東芝の設計技術者小倉志郎さんは指摘しています。

今回の玄海4号機の故障は定検中ですが ①1次冷却水ポンプは、原子炉を冷却する最も重要なポンプであること ②部品に問題があるわけではなく、400~500kpaの水圧の上昇で故障していることから1次冷却水ポンプがすべて故障する可能性があること ③スリーマイル島原発のように最初は小さなトラブルが予期しない展開(熱で弁が開きっぱなしになったり、水位計が振り切れたり、点検ミスが重なるなど)で炉心溶融する大事故につながった例があることから、稼働中であれば大事故になる可能性が考えられると思います。

今回の異常は玄海原発が大事故を起こす可能性を具体的に身近に示していると思われる所以、裁判の論点に加えたらどうでしょうか。

付け加えると、山口佐賀県知事は今回、専門部会を開く必要ないと判断しています。

(杉野ちせ子)

今後の日程



7月20日(金) 14時 第26回口頭弁論(佐賀地裁)

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館
模擬裁判・報告集会 会場/メートプラザ佐賀
佐賀市兵庫北3-8-40 電話0952-33-0003

9月6日(木) 14時 第28回追加提訴のご案内

集合時間13時 佐賀県弁護士会館
※今回の原告申込み締切 8月31日(金)午前

10月12日(金) 14時 第27回口頭弁論(佐賀地裁)

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館
模擬裁判・報告集会 会場/メートプラザ佐賀
佐賀市兵庫北3-8-40 電話0952-33-0003

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2018年6月25日

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込
口座記号番号 01760-6-90732
名義人 玄海原発訴訟を支える会 (ゲンカイゲンバツソシヨウヲサエルカイ)
▼他行からの振込
店名(店番) 一七九店(179)
口座番号 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもみられます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。
★郵送費節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123